

成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田エアポート東雲パークゴルフ場（以下「東雲パークゴルフ場」という。）を成田市堀之内392番地4に設置する。

(施設)

第2条 東雲パークゴルフ場の施設は、次のとおりとする。

- (1) パークゴルフ場
- (2) 複合施設

(事業)

第3条 東雲パークゴルフ場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 東雲パークゴルフ場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 東雲パークゴルフ場の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務
- (2) 東雲パークゴルフ場の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の決定、収受、減免及び返還に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 東雲パークゴルフ場の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開場時間等)

第6条 東雲パークゴルフ場の開場時間及び開館時間（以下「開場時間等」

という。)は、次のとおりとする。

区分	開場時間等
パークゴルフ場	午前9時から午後5時まで
複合施設	午前9時から午後9時まで

2 市長は、必要があると認めるときは、開場時間等を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開場時間等を変更することができる。

(休場日等)

第7条 東雲パークゴルフ場の休場日及び休館日（以下「休場日等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(2) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日においてその日に最も近い休日以外の日）

2 市長は、必要があると認めるときは、休場日等を変更し、又は臨時に休場日等を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日等を変更し、又は臨時に休場日等を定めることができる。

(使用の許可)

第8条 東雲パークゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、東雲パークゴルフ場を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、東雲パークゴルフ場の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第 8 条第 2 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第 9 条各号のいずれかに該当するとき。

(利用料金)

第 1 2 条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。

2 東雲パークゴルフ場の利用料金は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 1 3 条 指定管理者は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第 1 4 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入場等の制限等)

第 1 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、東雲パークゴルフ場への入場及び入館を制限し、又は退場及び退館させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 東雲パークゴルフ場の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(原状回復の義務)

第 1 6 条 使用者は、東雲パークゴルフ場の使用を終了したとき（第 1 1 条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第 1 7 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第32号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の旧条例の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、この条例の施行の日前においても、東雲パークゴルフ場の施設のうち、パークゴルフ場の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表第 1

1 パークゴルフ場利用料金（専用使用）

利用料金（1 日につき）
200,000 円

備考

- この表において「1 日」とは、同一の日における開場時間等内での回数の制限のない使用をいう。
- 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
 - 第 6 条第 1 項に規定する開場時間等以外の時間に使用する場合
使用する時間 1 時間までごとに、利用料金の 1 時間に相当する額に 100 分の 100 を乗じて得た額
 - 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
 - 物品の販売その他の営利を目的とした行為を行う場合 利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
- 利用料金の額の計算において、10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 パークゴルフ場利用料金（個人使用）

使用区分	単位	金額
一般	半日	1,200 円
	1 日	1,600 円
中学生（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。以下同じ。）以下	半日	600 円
	1 日	800 円

備考

- 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
- この表において「半日」とは、同一の日における開場時間等内での連続した 4 時間以内の回数の制限のない使用をいう。
- この表において「1 日」とは、同一の日における開場時間等内での

回数の制限のない使用をいう。

- 4 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 パークゴルフ場附属設備利用料金

使用区分		単位	利用料金（1日につき）
クラブ及びボール	本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者	1本及び1個	無料
	本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者		200円

別表第2

1 複合施設利用料金（専用使用）

使用区分	利用料金（1日につき）
第1会議室	5,240円
第2会議室	5,240円
体育館	10,760円

備考

- この表において「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 第6条第2項又は第3項の規定により開場時間等が変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、使用する時間1時間までごとに、利用料金の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。
- 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
 - 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
 - 第6条第1項に規定する開場時間等以外の時間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、利用料金の1時間に相当する額に100分の100を乗じて得た額
- 3(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当するときは、該当するそれぞれの額を利用料金の額に加算する。

- 5 第1会議室及び第2会議室の利用料金並びにこれに加算する額には、冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

2 複合施設利用料金（個人使用）

使用区分		利用料金（1日につき）
体育館	一般	960円
	中学生以下	580円

備考

- 1 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
- 2 体育館の利用料金及びこれに加算する額には、冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

3 複合施設附属設備利用料金

使用区分	利用料金（1日につき）
冷暖房設備（体育館において、専用使用する場合に限る。）	7,920円